

静岡県人事委員会は、会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月30日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1235

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 会計年度任用職員の給与等に関する規則（静岡県人事委員会規則7-1213）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額)</p> <p><b>第9条</b> パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、次項に規定する期末手当基礎額に <u>100分の130</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における会計年度任用職員（企業職員給与条例若しくはがんセンター事業職員給与条例の適用を受ける会計年度任用職員又は法第57条の適用を受ける単純な労務に雇用される会計年度任用職員を含む。）並びに職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号。以下「職員給与条例」という。）、静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号。以下「教職員給与条例」という。）又は静岡県地方警察職員の給与に関する条例（昭和32年静岡県条例第40号。以下「警察職員給与条例」という。）の適用を受ける職員及び職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-104）第7条第1項に規定する者として在職した期間（任命権者がそれらの者について定めた1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の期間を除く。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><b>附 則</b></p> <p>1～4 (略)</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額)</p> <p><b>第9条</b> パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、次項に規定する期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における会計年度任用職員（企業職員給与条例若しくはがんセンター事業職員給与条例の適用を受ける会計年度任用職員又は法第57条の適用を受ける単純な労務に雇用される会計年度任用職員を含む。）並びに職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号。以下「職員給与条例」という。）、静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号。以下「教職員給与条例」という。）又は静岡県地方警察職員の給与に関する条例（昭和32年静岡県条例第40号。以下「警察職員給与条例」という。）の適用を受ける職員及び職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-104）第7条第1項に規定する者として在職した期間（任命権者がそれらの者について定めた1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の期間を除く。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><b>附 則</b></p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額の特例措置)</u></p> <p><u>5</u> パートタイム会計年度任用職員に対して令和2年12月に支給する期末手当の額は、第9条第</p>

	1 項中「100 分の 125」とあるのは、「100 分の 130」と読み替えて同項の規定を適用して得た額とする。
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**第 2 条** 会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額)</p> <p><b>第 9 条</b> パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、次項に規定する期末手当基礎額に <u>100 分の 125</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間における会計年度任用職員（企業職員給与条例若しくはがんセンター事業職員給与条例の適用を受ける会計年度任用職員又は法第 57 条の適用を受ける単純な労務に雇用される会計年度任用職員を含む。）並びに職員の給与に関する条例（昭和 28 年静岡県条例第 31 号。以下「職員給与条例」という。）、静岡県教職員の給与に関する条例（昭和 31 年静岡県条例第 52 号。以下「教職員給与条例」という。）又は静岡県地方警察職員の給与に関する条例（昭和 32 年静岡県条例第 40 号。以下「警察職員給与条例」という。）の適用を受ける職員及び職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（静岡県人事委員会規則 7—104）第 7 条第 1 項に規定する者として在職した期間（任命権者がそれらの者について定めた 1 週間当たりの勤務時間が 15 時間 30 分未満の期間を除く。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額)</p> <p><b>第 9 条</b> パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、次項に規定する期末手当基礎額に <u>100 分の 127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間における会計年度任用職員（企業職員給与条例若しくはがんセンター事業職員給与条例の適用を受ける会計年度任用職員又は法第 57 条の適用を受ける単純な労務に雇用される会計年度任用職員を含む。）並びに職員の給与に関する条例（昭和 28 年静岡県条例第 31 号。以下「職員給与条例」という。）、静岡県教職員の給与に関する条例（昭和 31 年静岡県条例第 52 号。以下「教職員給与条例」という。）又は静岡県地方警察職員の給与に関する条例（昭和 32 年静岡県条例第 40 号。以下「警察職員給与条例」という。）の適用を受ける職員及び職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（静岡県人事委員会規則 7—104）第 7 条第 1 項に規定する者として在職した期間（任命権者がそれらの者について定めた 1 週間当たりの勤務時間が 15 時間 30 分未満の期間を除く。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

この規則は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。